

窓口に来た人の本人確認書類

(国民年金 2026.6.14)

A群	顔写真の貼付されたもの (1点で確認・有効期限内のもの)	B群 異なる番号の組合せで2点以上の書類で確認 (有効期限内のもの)	C群 A群・B群の書類で確認できないやむを得ない場合は、 異なる番号の組合せで3点以上での確認
<ol style="list-style-type: none"> 1 マイナンバーカード(個人番号カード) 2 運転免許証 運転経歴証明書※H24.4.1以降に交付されたもの 3 旅券(パスポート) 4 在留カード、特別永住者証明書 特定在留カード、特定特別永住者証明書 5 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 6 官公署等の発行した資格証明書 ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証(警備員に関する検定の合格証) 7 前各号以外の官公署が発行した免許証、許可証 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎年金番号通知書、年金手帳 2 公的年金(企業年金・基金を除く)の年金証書、または恩給証書 3 日本年金機構が交付した通知書(年金額改定通知書や年金振込通知書等) 4 各健康保険の資格確認書 5 介護保険の被保険者証 6 健康保険日雇特例被保険者手帳 7 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給者証 8 ひとり親家庭等医療受給者証 9 障がい者等医療証 10 自立支援医療受給者証 11 精神障害者保健福祉手帳(顔写真無) 12 学生証・社員証(顔写真付) 13 生活保護受給者証 14 印鑑登録証明書 15 官公署等がその職員に対して発行した身分証明書(顔写真有) 16 官公署等が発行した資格証明書(写真付きのA群の7を除く) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 預金通帳 2 キャッシュカード、クレジットカード 3 資格情報のお知らせ 4 公共料金の領収書 5 公共機関からの郵便物 6 アパート等の契約書 7 A群・B群で有効期限切れのもの 8 雇用保険受給資格者証 9 医療機関の診察券 <p>【C群の注意事項】 ※番号法に基づく届け出の本人確認書類には、C群は使用できません。 ※B群1点ある場合は、C群2点でOKとする。</p>	

◆被保険者証(国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療)、組合員証(国家公務員共済組合・地方公務員共済組合)、加入者証(私立学校教職員共済制度)については、令和7年12月2日以降、本人確認書類として使用できません。

◆住民基本台帳カードについては、令和7年12月31日以降、本人確認書類として使用できません。

◆通知カードはいずれにも該当しないため、本人確認書類として使用できません。

代理人が来庁する場合の確認書類

◆代理人が来庁する場合、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

◆委任状が作成できない場合、委任状が作成できないことを確認できる書類が必要です。

【心身に障がいがある方の場合】

- ・身体障害者手帳
- ・要介護認定の通知書
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳 ほか

【施設に入所している、医療機関に入院している方の場合】

施設長・医療機関長の証明または診断書（写し可）

または、施設に入所していることが分かる書類

◆施設・療養機関職員等が相談する場合、上記【施設に入所している、医療機関に入院している方の場合】の書類に加えて、以下の書類を提出
家族からの相談依頼文書または、本人に代わって家族が相談することができない状況の申立書（以下の1～3のいずれかの状況が記された任意の用紙）

- 1 家族がいないか、または家族がいることが確認できない
- 2 家族の所在が不明である
- 3 家族が本人に代わって相談することについての協力が得られない